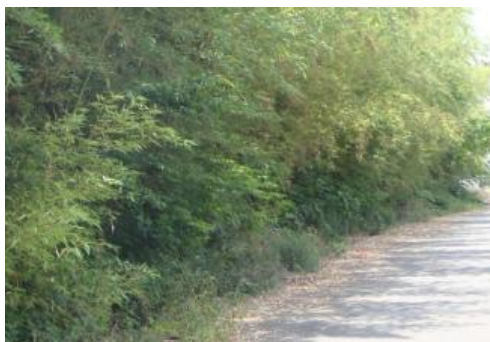


安全な道路のためにご協力をお願いします

道路への枝や雑草の張り出しの防止にご協力ください

道路に樹木がはみ出していると人や車の通行に支障をきたし大変危険です。樹木等が原因で事故が発生すると、**樹木等の所有者の管理責任が問われる場合があります。**次のような状況のときには、所有者の責任のもと、剪定等をお願いいたします。

- ◆ 樹木（庭木，生垣含む）及び竹等の繁茂
- ◆ 立ち枯れ木の道路への倒木
- ◆ 折れ枝，枯れ枝の道路への落下
- ◆ 雑草が道路へ伸び，見通しが悪い



道路への土砂や碎石の流出防止にご協力ください

一時的な大雨により、畑や宅地などから道路へ土砂や砂利の流出が見受けられます。土砂の流出は人や車の通行に支障になるほか、側溝への土砂堆積による冠水の原因となりますので、個人の責任のもと、流出防止にご協力をお願いします。

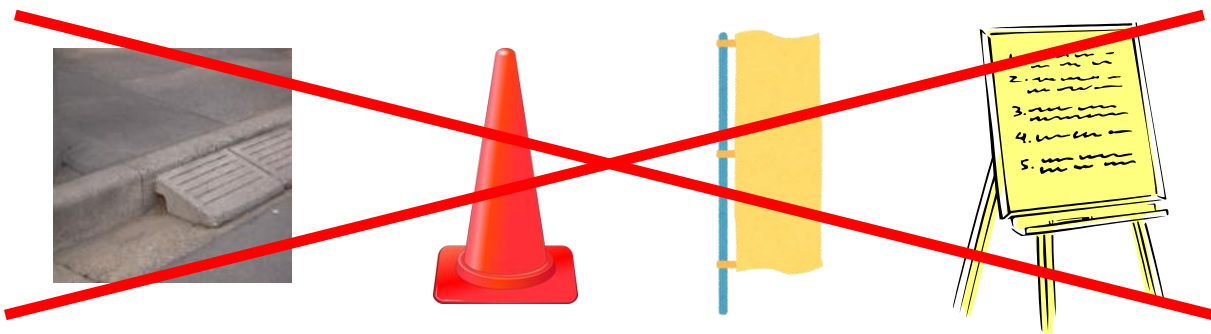


道路に物を置くことは禁止されています

道路（歩道を含む）は公共の施設です。道路管理者以外が私権により道路に物を置くことは、歩行者や車両の通行に支障を及ぼすため禁止されております。

禁止行為

- ★駐車場出入口の段差解消のための乗り入れブロック
- ★置き看板、立て看板、のぼり旗、カラーコーン
- ★商品等の陳列等



※詳しくは、市役所建設課までお問い合わせください。

解説

道路は一般交通の用に供される公共の施設です。そのため、道路敷地では私権（個人のため、営業のための行為など）を行使することができません。（道路法第4条）

また、車道や歩道上に看板やカラーコーン、段差解消乗り入れブロック等の工作物を放置することも禁止されています。（道路法第43条）

これらの工作物によって事故が起きた場合には、設置者の責任になる場合があります。

※段差解消をするためには、切り下げという行為があります。工事費用は現場条件によって異なります。なお、費用の負担は出入口の利用者になります。施工業者及び費用については、守谷市建設業協会（☎48-6678）までお問い合わせください。